

熊本市市民公益活動支援基金運営委員会運営要綱

制定 平成 24 年 3 月 30 日市民生活局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、熊本市市民公益活動支援基金条例（平成 23 年条例第 93 号）第 8 条の規定に基づき、熊本市市民公益活動支援基金運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 熊本市市民公益活動支援基金(以下「基金」という。)の団体登録に関すること。
- (2) 基金の助成金の交付に関すること。
- (3) 熊本市市民公益活動支援基金実施要綱第 2 条別表 1 に規定する冠設定寄附の受入に関すること。
- (4) その他、基金の運営及び助成金制度に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第 2 条 委員会は、運営委員（以下「委員」という）7 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 名
- (2) 市民公益活動実践者 2 名
- (3) 公募委員 1 名
- (4) 熊本市職員 2 名
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 1 名

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(役職)

第 4 条 委員会に、次の役職を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会開催通知、企画、進行については熊本市及び市民活動支援センター業務受託業者が行い、補助金の支出については企画振興局市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。